

第15回 参与との意見交換 議事要旨

日時：平成29年6月27日（火）10:00～12:00

場所：中央合同庁舎第4号館会議室7-1

出席者：

[参与]石戸谷 豊、熊谷 進、小早川 光郎、畑村 洋太郎、松岡 万里野、吉川 万里子、渡邊 光一郎

[顧問]板東 久美子

[消費者庁]長官、次長、東出審議官、小野審議官、吉井審議官、福岡審議官、総務課長 ほか

主な議題：

- (1) 最近の消費者行政に関する報告
- (2) 平成30年度概算要求に向けた消費者行政の課題

議事概要：

(1) 議題1については、参与から以下のような発言があった。

- ・ 国民生活センター法等改正の国会審議において、適格消費者団体への財政支援についてとりあげられていたが、これは消費者庁及び消費者委員会設置法附則第5項にも盛り込まれているところでもある。現在、休眠預金等の活用について休眠預金等活用審議会で議論されているが、適格消費者団体の活動は公益的であり、国から直接活動資金が入っているわけでもないため、休眠預金の配分先としてマッチしているのではないか。審議会に対し消費者庁から情報提供を行う等、サポートすることが有効ではないか。
- ・ 国民生活センター法等改正において立担保に関する規定を設けていただき感謝する。さらに踏み込んで、消費者分野における休眠預金の活用について消費者庁としても取組を進めてほしい。
- ・ 適格消費者団体は資金集めに苦労している。日本には寄付文化が根付いていないが、一般の消費者から広く消費者団体へ寄付を行っていただけのように盛り上げてほしい。
- ・ 適格消費者団体の認定の有効期間を3年から6年に延長していただくことで、認定更新の事務負担を軽減頂き感謝する。

(2) 議題2については、参与から以下のような発言があった。

- ・ 将来への消費者問題への取組という視点が入ったことについては非常に良い。特に資料4に「6. 消費者行政の新たな未来の創造」を立てた点は非常に良い。消費者白書に若者の消費行動に関する分析があったが、ここに掲げられた問題はデジタルネイティブである若者にどのような問題が生じるか、ICTに弱い高齢者が増加してくることでどのような問題が生じるかというような、世代別、地域別など、従来とは異なった形で問題が生じてくることの予兆であると考え。経済界においても第四次産業革命やSociety5.0（超スマート社会）という名称で新たな経済社会の実現に向けた取り組みを推進しているが、そういった

世界では、これまで業界別や企業単位で出てきた問題が、横断的に出てくることが想定される。したがって、資料4の項目6や消費者行政新未来創造オフィスでの取組は将来の消費者問題を先取りするという点で大変重要である。

- ・消費者白書概要 p46 の「持続可能な開発目標（SDGs）の推進」については、経済界でも未だ共通認識となっているものではないが、2025年の大阪万博を見据えて「Society5.0 for SDGs」という考え方が重要であると認識している。いきなり規制的に考えるのではなく、将来の行動規範をどうするのかという視点で SDGs という未来志向の旗を立てて消費者行政を取り組んでいくことが良い。エシカル消費も GSR（企業の社会的責任）もベクトルが重なる話である。消費者視点からも、事業者視点からも、こういう旗を立てることによって共通意識が取りやすくなるのではないか。
- ・徳島オフィスのモデルプロジェクトに「食品ロス」の取組が存在するが、これを機に食品の期限表示の在り方についても見直すこともあり得るのではないか。また、堆肥にする手段は既に開発されているが、生ゴミのまま捨てられる場合のその他の処理の仕方を開発していただきたい。開発というものが徳島オフィスでの取組に合うのか分からないが、検討していただきたい。
- ・「若年者向けの消費者教育」について、食品も含めて検討していただきたい。小中学校まで対象に含めるかという論点もあるが、担当部局と共同して教材を開発することを検討していただきたい。
- ・「地方消費者行政の充実・強化」は、常に課題として掲げられ、なかなか解決されていない課題である。地方自治体では、消費生活相談員が PIO-NET 用端末と情報収集用端末を2台使用していると、贅沢であるとして1台取り上げられたという事例もある。新たな取組も必要ではあるが、現状を維持する取組が重要である。相談員の現場は消費者行政の根幹であり、基本的な地方消費者行政の充実への対応が必要である。
- ・消費者庁は国の消費者行政の司令塔であるが、同じように地方の消費者行政部局は、地方の消費者行政の司令塔となって欲しい。
- ・消費者白書でも高齢社会白書でも、急激な高齢化が様々な箇所に影響をもたらしていると述べられている。遠出が困難な高齢者をどう守るかが悩ましい。地元の消費者被害救済委員会もなかなか機能していない。また、執行の点でも高齢者に聞き取り調査をすることはなかなか難しい。国は PIO-NET のインフラ整備に力を入れているが、システムをどのように改善していくかを検討する必要がある。超高齢社会の状況に対応した予算要求をしていただきたい。
- ・「食の安全」に関しては、様々なプレーヤーに対する情報提供が重要であり、まだ構築すべきネットワークがあるのではないか。例えば健康食品については、様々な専門分野、産業分野が関係しており、情報を総合的に集約している機関がないため、消費者には情報へのアクセスが困難である。しかし逆にいえば健康食品はプレーヤーが大変多い分野であり、

政府機関のみならず各種団体にも横断的に働き掛けて情報発信する必要がある。そして、そのための人材育成などを進めて欲しい。

- ・地方自治体の消費者行政を充実させるため、地方自治体の首長との直接的なネットワークを構築できないだろうか。首長の消費者行政への理解は千差万別である。メルマガなどで、直接的に首長に情報発信することも考えられる。地方消費者行政は消費者行政の最前線であり、予算の確保もしっかりと行っていただきたい。
- ・「全国展開を見据えたモデルプロジェクト」については、好事例をどう作り、どう展開するかという発想をした方が有効ではないか。例えば、「消費者志向経営の推進」はB to Cのサービス産業中心だが、大事なのは、地方にどう展開していくか、あるいはB to C以外の業種にどう展開していくか。やはり好事例を取りあげて、例えば地方にはこのような好事例がある、例えば日本ヒーブ協議会の取組にはこのような好事例がある、というものをどんどん普遍化、標準化していくことが有効であると思う。
- ・「理論的・先進的な調査・研究」に関連し、未来を見据えた調査・研究体制についてどう考えているか。行政の面では、古い行政体制を消費者の側から組み直し、行政の隙間を埋めるといふ壮大なコンセプトから消費者庁ができたが、研究・学問の面では古いままである。学問には法律学、経済学、社会学、理工学など様々あるが、例えば法律学のうち「消費者法」は大学教育の中ではしっかりと位置づけられていない。初等教育における消費者教育も重要ではあるが、大学レベルでの教育も必要である。そのために消費者庁が自前で研究を進めることも良いが、例えば研究奨励制度を構築するなど、大学で研究が進むような働きかけが必要であろう。このような取組を通じて消費者問題に理解を持った人が社会に出て行く。そのような方向が消費者行政新未来創造オフィスの先にあると良い。環境問題から環境庁ができ、これにより環境行政だけでなく環境教育も進み、人材が生み出されたというのは先行事例であろう。
- ・徳島のモデルプロジェクトについても大学との連携を進めて欲しい。ある効果を見るのにいくつかの集団を比較するというのは、正に調査・研究である。大学のフィールドワークの一環として、大学にモデルプロジェクトへ参画してもらいたいとも考えられる。
- ・徳島はコンパクトであり、大学も複数あることから、モデルプロジェクトを実施するのに適した場所である。是非、活用していただきたい。また消費者庁には、地域が消費者問題をどのように受け止めているかを見ていただきたい。
- ・「見守りネットワークの構築」については、地方のモデルプロジェクトに留まるのではなく、国の制度の在り方を同時に検討する場でもあって欲しい。国の制度には、介護保険法に基づく地域包括ケアシステム、消費者安全法に基づく消費者地域安全協議会、災害対策基本法に基づく避難行動要支援者名簿の整備がある。国では制度も所管も異なっているが、地方では予算も人も限られており、別々に行うことはできない。国の制度を地方で統合して運用させるのではなく、国の制度を連携させて欲しい。例えば改正消費者安全法の実施に係る地方消費者行政ガイドラインでは、中学校区ごとに複数の協議会を置くことが可能

となっているが、予算も人も多い地域包括ケアシステムでなければできない。モデルプロジェクトとして行うのであれば、制度から包括的に検討していただきたい。

- ・消費者志向自主宣言を行った企業は、いまだ 50 社程度にとどまっている。もっと多くの企業に宣言していただかないと、消費者が企業を選択する際の目安として機能せず、消費者市民社会の構築の目安にもならない。企業にもっと目を向けてもらいたい。金融機関は金融庁が進めているフィデューシャリー・デューティ（顧客本位の業務運営）の取組を優先しているところがある。消費者庁にはもっとこの取組を進めて欲しい。
- ・フィデューシャリー・デューティと消費者志向自主宣言のタイミングが重なってしまったことが影響している部分もあると思われる。両者は内容的には近いことを言っている。消費者志向自主宣言の取組を、例えば地方銀行協会の会長行などにご理解していただき、先行的に宣言していただければ、たちまち広がる。トップセールスをして広げていただくのが良いのではないか。
- ・「理論的、先進的な調査・研究」とあるが、研究は早く始める必要がある。様々な要素を踏まえて政策が決まり、実施されるわけであるが、決定過程についての表向きの説明はあるものの、実際にはそれとは異なる考え方の下に決定されていて、その考え方は明らかにされることがない。例えば、放射線基準について、消費者安全調査委員会では当初年間 20mSv という基準であったが、経緯が不明なまいつの間にか年間 1 mSv でなければならぬとされた。「安全」と「安心」とは別々のものであるが、1 mSv でないと受け入れられないとされ、それがそのまま基準となった。いわば「風評決定」とでも言うような決定を行ってしまっている。「安全」と「安心」とはそれぞれ何か、それを皆で共有したり、実体に合わせたりするためにはどうすればよいか、という研究を始めないといけないのではないか。人材育成には時間がかかる。研究のための組織や機関を早く作り、人材育成をしなければならない。
- ・食品安全委員会のリスク評価結果に基づき厚労省などが管理に対応しているわけだが、このリスク評価は健康影響評価についてであり、国際的にはリスク評価に基づくリスク管理に、コストベネフィットも考慮することとされている。しかし、その方法が（国内外で）確立されていない。コストベネフィットを科学的に示せれば、さらに透明性のある政策決定になるはずであり、そのためにはコストベネフィットを含め実践を伴った研究が必要であろう。食品のリスク評価にも研究が必要であり、さらに進展させる必要がある。
- ・公益通報者保護制度にも触れられたが、今後の方向について関心をもって見ている。

(3) 議題のほか、参与から以下のような発言があった。

- ・消費者庁の「天下り問題」は大変重要な問題である。国会で審議されていたが、抽象的な答弁に止まっている。消費者庁の内と外で認識にギャップがあるのではないか。再発防止策について、どう考え、どう対応してきたかちゃんと示したほうがよい。

⇒事務局回答：

消費者庁では、過去2件の求職規制違反の反省も踏まえ、今後同様な事例が発生しないよう、①職員からの相談への対応の強化、退職予定者に対する確認の徹底により、退職管理に係る取組の改善を図っているところ。②また、利害関係企業等への再就職に係る内規の整備、新規着任者への周知や研修の実施により、職員の規範意識の向上を図っているところ。

消費者庁の職員構成は、他府省からの出向者、任期付職員など多様であり、また、許認可や立入検査等に係る利害関係も幅広く発生し得る。このため、取組の継続が極めて重要であり、消費者庁さらには公務への国民の信頼回復のため、これからもしっかりと対応してまいりたい。